

# 2019年4月1日より 運動器リハビリ施設基準が変わります

2019年4月1日より、理学療法士の増員により当院のリハビリ施設基準があがり、運動器リハビリテーション(理学療法士が行う運動療法)がⅡからⅠへと変更になります。

変更前	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)170点
↓	
変更後	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)185点

つきましては、診療点数も上記の通り変更となるため、窓口での支払いにも変更が生じてきます。

これまで以上に充実したリハビリテーションを実施できるように取り組んでまいりますのでご理解いただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点ございましたら、リハビリテーションスタッフもしくは、受付スタッフにお申し付けください。



新松戸むらた整形外科  
Shinmatsudo Murata Orthopedic Clinic

1割負担の方	1点で1円→15円の窓口増加	242(250)円→257(260)円
3割負担の方	1点で3円→45円の窓口増加	726(730)円→770(770)円